

経済安全保障対策本部 中間とりまとめ
～「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に向けた提言～

令和 4 年 5 月 2 4 日
自由民主党政務調査会
経済安全保障対策本部

I. 経済安全保障の取組の進展

わが党では、一昨年 6 月に「新国際秩序創造戦略本部」を設立し、政府に先駆けて経済安全保障について議論を積み重ね、同年 12 月に提言『「経済安全保障戦略」の策定に向けて』を、昨年 5 月に提言「中間とりまとめ『経済財政運営と改革の基本方針 2021』に向けた提言」をとりまとめた。

これらの提言においては、わが国の経済安全保障を、「国家安全保障戦略」に掲げる国益（①わが国自身の主権・独立の維持、②経済発展を通じた更なる繁栄、③普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・擁護）を経済面から確保すること、すなわち、「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義した。また、経済安全保障の確保を進める上で、現実的なシナリオに基づき、わが国の戦略基盤産業の抱えるリスクや課題を把握・分析し、「戦略的自律性の確保」とともに、「戦略的不可欠性の維持・強化・獲得」に向けて、わが国の弱み、脆弱性を解消し、さらには、わが国の強みを把握、戦略的に拡充し、国際社会にとっての不可欠性を強化・獲得していく取組の重要性を提示した。

さらに、政府に対しては、2022 年の通常国会において経済安全保障上の対応に必要な法的根拠の整備を行う「経済安全保障一括推進法（仮称）」の制定を目指すこと、経済安全保障の取組に必要な予算及び定員を確保することを求めた。

これを受けて、政府においては、昨年 6 月に閣議決定された「骨太の方針 2021」に、党提言で示した具体的施策が盛り込まれるとともに、法整備については、「経済安全保障の取組について、今後、施策を推進していく上で必要となる制度整備を含めた措置を講ずるべく、検討を進める」こととされた。

昨年 10 月に岸田政権が発足すると、新たに経済安全保障担当大臣が設置され、所信表明演説において、岸田総理から、「経済安全保障推進法案の策定」が表明された。同年 11 月には内閣総理大臣を議長とする閣僚級会議である「経済安全保障推進会議」が立ち上がり、「経済安全保障法制に関する有識者会議」が設置されるなど、法律案の策定に向けた検討が加速した。

わが党では、政府の動きと連動する形で、「新国際秩序創造戦略本部」を「経

済安全保障対策本部」へと改組し、昨年12月から6回にわたる会合を開催して、法律案の策定に向けて精力的に議論を積み重ねた。

これらの議論の内容を踏まえ、本年2月25日に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」（以下「経済安全保障推進法案」）が閣議決定され、国会に提出された。国会審議において経済安全保障推進法案は重要広範議題とされ、衆参あわせ50時間以上の充実した審議を経た上で、先般5月11日に、与野党が広く賛成する形で成立に至った。

戦略基盤産業のリスク点検については、政府において、経済安全保障担当大臣の下に関係省庁の局長級を集めた、「経済安全保障重点課題検討会議」が本年3月11日・4月22日に開催され、ウクライナ侵略を受けたグローバルサプライチェーンの懸念への対応も含め、各省において点検作業が進められている。例えば、経済産業省に置かれた戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部において、本年3月31日に「ウクライナ情勢を踏まえた緊急対策」がとりまとめられるなど、具体的な成果も出ている。

予算及び定員の確保については、昨年11月の経済対策・令和3年度補正予算において、先端半導体の国内生産拠点の確保（6,170億円）、経済安全保障重要技術育成プログラム（2,500億円）等が盛り込まれるとともに、令和4年度予算において、投資審査やサプライチェーン強靱化等の政策部門に係る人員として約250人、経済インテリジェンスに係る人員として約130人の定員増が計上され、政府全体で経済安全保障の体制整備が一定程度図られた。

II. 本提言の位置付け

経済安全保障推進法の策定・成立は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、サイバー脅威への対処をはじめ、平時からの安全保障の確保に向けた経済面の取組の重要性への問題意識が高まる中で、わが党の先見性を示した、まさに時宜を得たものであったと言える。また、経済安全保障について体系的な法整備を行ったのは世界に先駆けた取組であり、諸外国からも注目を集めている。

このように、経済安全保障推進法の成立は、わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保するため、重要な一歩ではある。しかしながら、この法律の成立によって経済安全保障に係る課題の全てが解決された訳ではない。

今後、まずは、経済安全保障推進法の円滑な実施を図っていくとともに、この法律ではカバーしきれない更なる課題に対応するため、新たな法整備を含めた取組を着実に推進していく必要がある。また、新たな国家安全保障戦略等の策定に向けては、わが党では、安全保障調査会において4月26日に「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」がとりまとめられたところであるが、国家安全保障戦略等に経済安全保障をどのように位置づけるか、経済安全保障対策本

部においても更に議論を深めていく必要がある。

今回の中間とりまとめは、現在、政府内で検討が進められている「経済財政運営と改革の基本方針 2022」を念頭において、経済安全保障の推進・強化に向けた中間的などとりまとめを行うものである。

Ⅲ. 経済安全保障の推進・強化に向けて

1. 経済安全保障の全体像の共有（8つの視点）

一昨年12月の提言において、わが党は、経済安全保障を「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義した。その上で、今後、経済安全保障の諸施策を統合的に推進していくに当たっては、目指すべき全体像を明確にし、共有する必要がある。

このため、これまでの本部での議論を踏まえ、上記の定義を基本としつつ、

- ① 経済成長の強化・持続化
- ② わが国の他国に対する経済的依存構造の変容及びその他脆弱性への対応の強化（戦略的自律性の向上）
- ③ 他国のわが国に対する経済的依存構造の構築（戦略的不可欠性の獲得）
- ④ 「公正な」競争環境の整備（国益にかなう国際秩序・ルール形成）
- ⑤ 情報の収集、集約、分析、管理の強化
- ⑥ 戦略的な情報発信・広報の確立
- ⑦ 体制の整備
- ⑧ 人材の育成・確保

という8つの視点を踏まえ、わが国の経済安全保障施策を戦略的に進めていくべきである。

また、本部での議論を通じて、エネルギー安全保障や食料安全保障の重要性について多くの指摘がなされた。もとよりエネルギーや食料は、わが国の独立と生存及び繁栄を確保するための根幹であり、安定生産、備蓄、供給をはじめ、従来から様々な施策が講じられてきたところであるが、これまでの取組との整合性を図りつつ、経済安全保障の観点からも総合的に取組を強化していくべきである。

2. 経済安全保障推進法の着実な実施

経済安全保障推進法の執行体制を早期に整備するため、法律の施行後、速やかに内閣府に経済安全保障推進室（仮称）を立ち上げ、足下での施策の実施に必要な所要の体制整備等を行うとともに、来年度以降の円滑な執行に向けた予算・定員の確保に万全を期すべきである。

(1) 基本方針の策定

今後、法律に規定するサプライチェーン、基幹インフラ、官民技術協力、特許非公開の4つの制度をはじめ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するための「基本方針」を速やかに策定すべきである。

また、新型コロナウイルス感染拡大やロシアによるウクライナ侵略を受けて、諸外国が戦略的物資や戦略的技術の獲得に向けて巨額の予算を投じて国内への囲い込み等を進めるなど、世界的な獲得競争が展開される中で、わが国は一刻の猶予も許されない状況にある。さらに、世界規模で不確実性が高まる中で、エネルギー・鉱物や、食料・肥料などの安定的な供給の確保の必要性が高まっている。

こうした状況の中、サプライチェーン強靱化及び官民技術協力に関する施策については、先行して可能な限り速やかに実施し、主要国の取組も念頭に置いた支援を行うべきである。さらに、基幹インフラ及び特許非公開に関する施策については、関係事業者等との調整など施行に向けた準備を早急に進め、段階的に実施していく必要がある。

(2) サプライチェーン強靱化

半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等を始めとする重要な物資について、国内の生産基盤強化や、他国に依存する物資の生産技術・代替品開発等による安定供給を早急に確保すべく、重要な物資の供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、諸外国における巨額の措置も念頭に置きつつ、中長期的な支援を可能とする基金の設置も含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備する必要がある。さらに、国際情勢や社会経済状況の変化に対して臨機応変かつ円滑に対処するため、経済安全保障調整費（仮称）を計上するなど、機動的な執行を行う体制を検討し、今後策定する基本方針・基本指針において明示すべきである。

(3) 官民技術協力

宇宙、海洋、量子、AI、バイオ等の分野における先端的な重要技術について、官民パートナーシップ（協議会）を活用しつつ、開発・技術基盤強化を進め、実用化に向けた強力な支援を行うプロジェクトを早急に強化し、これを速やかに5,000億円規模とすべきである。重要技術の特定に資するための調査分析等を行うシンクタンクを立ち上げ、これも活用しながら重要技術を守り育て実用化につなげる仕組みの構築・強化を図る必要がある。

(4) 基幹インフラ

基幹インフラの重要設備の導入や維持管理等の委託の事前審査制度を整備するにあたり、基幹インフラ事業を所管する省庁において事業者からの相談窓口を設置することを含め、円滑な施行に向けた体制強化を図るべきである。対象事業の業界団体・事業者等の意見をしっかりと聴取し、よく連携を図った上で、政省令の策定を適切かつ迅速に進める必要がある。

(5) 特許非公開

特許出願の非公開制度について、必要なシステム整備を含め円滑な施行に向けた取組を進めるべきである。安全保障とイノベーションの両立を図る観点を十分に踏まえた上で、審査の対象となる技術分野をはじめとする政省令の策定を適切かつ迅速に進める必要がある。

3. 更なる課題への取組

(1) 投資審査の取組・体制強化

経済安全保障の観点から真に重要な技術基盤や生産基盤に影響のある対内直接投資等について投資審査・事後モニタリングを行っていくにあたっては、地方支分部局を活用しつつ、情報収集・分析・モニタリング等の強化や、関係省庁の執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方について検討を行うなど、政府一丸となって取組を進めていくべきである。

(2) 新たな安全保障貿易管理の枠組み

安全保障貿易管理について、引き続き国際輸出管理レジームの果たす役割は大きい一方、技術の進展や国際環境の変化に対応した機動的かつ実効性のある管理を実現することは困難になりつつある。ロシアによるウクライナ侵略も踏まえ、新たな安全保障貿易管理の枠組みの検討も含め先端技術を保有する民主主義国家による責任ある技術管理に向けて同志国との連携を強化すべきである。

(3) 重要土地等調査法の着実な執行

昨年6月に成立した重要土地等調査法は、安全保障の観点からの土地の管理に関する長年の課題に対応する重要な取組であり、同法は、本年9月に全面施行されることとなる。安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等における土地の取得・利用実態を国が的確に把握し適切に対処するため、重要土地等調査法

の執行を着実に進めるとともに、法の執行状況や安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、更なる検討を進めるべきである。

(4) セキュリティクリアランス制度

重要な技術情報について、保全を講じつつ、適切に共有され、適切な用途に活用される枠組みが必要であり、経済安全保障推進法において官民技術協力の枠組みが講じられたことは重要な一歩である。その上で、残された課題であるセキュリティクリアランス制度について、国際共同研究や諸外国で産業界に求めている枠組み等の具体的事例の検証等を踏まえつつ、重要情報を取り扱う者への資格付与について、可及的速やかに制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進めるべきである。

(5) 次世代に不可欠な技術の担い手への資本強化を含めた支援

長期・ハイリスクかつ大規模で、安全保障にも影響を与え得る技術については、国による適切な関与を強化しつつ、民間投資を呼び込み、将来的に民間主体のビジネスにシフトしていく、新しい官民連携の在り方が必要である。これも念頭に、先端技術・機微技術を保有するなど、次世代に不可欠な技術の開発・実装の担い手となる民間企業への資本強化を含めた支援の在り方について検討を行うべきである。こうした取組の第一弾として、米国を始めとする同志国・地域と連携し、2020年代に次世代半導体の設計・製造基盤の確立を目指すべきである。

(6) サイバーセキュリティの確保に向けた官民連携の強化

昨今の重要インフラに対するサイバー攻撃事案などを受けて、サイバー脅威に対する危機意識が高まる中で、主要国においてはサイバーインシデント情報の共有のための官民連携を進める動きがある。近年のサイバー攻撃は国家が関与するものも含め、より複雑化、巧妙化しており、被害の発生又は拡大の防止や迅速な回復の実現を図る観点から、官民で協力しつつサイバー攻撃への対策の強化を図ることが重要であることを踏まえ、わが国においても、サイバーセキュリティの確保に向けた官民連携の強化について制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進めるべきである。また、政府は情報の機密性等に応じたクラウドサービスを利用することとし、クラウドの技術開発や実証を進め、その成果をクラウド等に係る政府調達に反映すべきである。

4. 経済安全保障に関する体制の抜本的強化

(1) 体制の抜本的強化・別枠措置

経済安全保障に関する業務は多岐にわたり、かつ複雑で困難を極めるものであることから、令和4年度予算において関係省庁において一定程度の体制整備が進んだものの、新しい課題に迅速かつ的確に対応していくため、引き続き体制の抜本的強化が急務である。とりわけ、経済安全保障推進法が着実かつ円滑に実施されるためには、執行体制を早急に整備する必要がある。また、同盟国・同志国と連携しつつ、国際機関等におけるルール形成を主導していくことが重要であり、そのための体制強化・人材育成も進める必要がある。

こうした体制整備・強化については、「内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」における緊急重点分野（別枠）と位置付け、計画的に整備を進めるべきである。

(2) 経済安全保障推進室の設置・インテリジェンス機能の強化

具体的には、国家安全保障局の司令塔機能を高めるとともに、関係府省庁において経済安全保障を担う体制を引き続き強化することで、経済安全保障の推進体制の抜本的な強化を図るべきである。その際、経済安全保障推進法の運用を担う組織として、内閣府に経済安全保障推進室（仮称）を速やかに設置し、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から、関係省庁の事務の調整を行う枠組みを早急に整備する必要がある。また、経済安全保障分野におけるインテリジェンス能力を抜本的に強化するため、情報の収集・分析・集約・共有等の能力向上に資する体制の強化を進めていく必要がある。さらに、技術窃取・サイバー攻撃等による機微技術流出の防止対策等に資するための官民の連携体制を強化する必要がある。

5. 「リスク点検」の定式化、継続・深化

前回の提言においてわが党が提示した、戦略基盤産業が直面するリスクを総点検・評価し、「戦略的自律性」と「戦略的不可欠性」の観点から課題を洗い出して予め対策を講じていく取組が、政府において、経済安全保障担当大臣の下で、着実に実施に移されていることは評価できる。

今後は、時間軸を念頭に置きながら、あらゆる事象を想定し、複合事態、分野間の依存度等の複雑化したリスクについても早急に対応を検討していくとともに、関係府省庁がリスク分析・対策の精度を高めて継続的に実施していくメカニズムを構築するため、リスク分析の取組を定式化し、継続・深化していく必要がある。

6. 新たな国家安全保障戦略等の策定

前回の提言でも強調したとおり、わが国においては、他国の個別の動向に右往左往するのではなく、わが国の独立と生存及び繁栄を経済面からいかに確保していくかについて、時間軸を定め、明確な戦略を打ち立て、その下で主導的に動いていく必要がある。政府においては、経済安全保障担当大臣が設置され、経済安全保障推進法が成立する過程において、こうした基本的な考え方が共有されたことは評価できる。

その上で、政府においては、新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた議論が進められているところであるが、この新たな戦略には、経済安全保障を重要な課題として明確に位置付ける必要がある。わが党においては、安全保障調査会が「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」をとりまとめたところであるが、ここには経済安全保障については盛り込まれていない。新たな戦略に経済安全保障をいかに位置づけるべきか、その際の基本的な考え方をどのように定めるべきか、安全保障調査会とも歩調を合わせつつ、経済安全保障対策本部において、今後、早急に議論を深め、政府における新たな国家安全保障戦略等の策定に反映していく。

(以 上)